

令和元年度 第12回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和2年3月26日（木） 午後2時 開議
城辺庁舎2階 インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和元年度第11回定例会）
- 日程第3 承認事項 会議録の承認について（令和元年度第4回臨時会）
- 日程第4 承認事項 会議録の承認について（令和元年度第5回臨時会）
- 日程第5 報 告 教育長報告
- 日程第6 議案第45号 宮古島市未来創造センター長の任用について
- 日程第7 議案第46号 公民館長の任用について
- 日程第8 議案第47号 公民館運営審議会委員の委嘱について
- 日程第9 議案第48号 宮古島市学校給食共同調理場管理規則の一部改正について
- 日程第10 議案第49号 宮古島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について
- 日程第11 議案第50号 宮古島市立学校給食共同調理場運営に関する規程について
- 日程第12 議案第51号 宮古島市立学校処務規程の一部改正について
- 日程第13 議案第52号 宮古島市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及び勤務条件に関する規則について
- 日程第14 議案第53号 宮古島市文書事務取扱規程について

- 日程第15 議案第54号 宮古島市会計年度任用職員に関する規程について
- 日程第16 議案第55号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について
- 日程第17 議案第56号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令について
- 日程第18 議案第57号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会告示の整備に関する告示について
- 日程第19 そ の 他

議案第45号

宮古島市未来創造センター長の任用について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年3月26日

宮古島市教育委員会

教育長 宮國 博

提案理由

未来創造センターの設置及び管理に関する条例第7条の規定により未来創造センター長を任用する必要があるため、本案を提出します。

別紙

未来創造センター長

任期：令和2年4月1日～令和3年3月31日

氏名	住所	生年月日	職歴
古堅 宗和			元宮古島市企画政策部長 現宮古島市未来創造センター長

議案第46号

宮古島市公民館長の任用について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年3月26日提出

宮古島市教育委員会

教育長 宮國 博

提案理由

社会教育法第27条及び宮古島市公民館設置及び管理に関する条例第5条の規定により公民館長を任用する必要があるため、本案を提出します。



別紙



城辺公民館 氏名 多良間 隆 (たらま たかし)
住所 [REDACTED]
生年月日 [REDACTED]
最終学歴 国土建設学院
最終職歴 宮古島市役所

上野公民館 氏名 西里 正博 (にしざと まさひろ)
住所 [REDACTED]
生年月日 [REDACTED]
最終学歴 早稲田法科学院
最終職歴 宮古島市役所

下地公民館 氏名 平良 哲則 (たいら てつのり)
住所 [REDACTED]
生年月日 [REDACTED]
最終学歴 琉球大学短期大学
最終職歴 宮古島市下地公民館

伊良部公民館 氏名 島袋 昌栄 (しまぶくろ しょうえい)
住所 [REDACTED]
生年月日 [REDACTED]
最終学歴 宮古農林高等学校
最終職歴 宮古島市伊良部公民館

久松地区公民館長 氏 名 下地 隆弘 (しもじ たかひろ)
住 所 
生年月日 
最終学歴 琉球大学農学部農学科
最終職歴 第一農薬株式会社

下崎地区公民館長 氏 名 與那覇 清雄 (よなは せいゆう)
住 所 
生年月日 
最終学歴 私立興南高等学校
最終職歴 合名会社宮古給油所

西原地区公民館長 氏 名 長崎 光義 (ながさき みつよし)
住 所 
生年月日 
最終学歴 琉球大学農家政工学部農学科
最終職歴 K B C 学園 I D A 高等学校

議案第47号

宮古島市公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年3月26日提出

宮古島市教育委員会

教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市公民館運営審議会委員の任期が令和2年3月31日で任期満了となるため、社会教育法第30条及び宮古島市公民館設置及び管理に関する条例第8条の規定により、新たに委員を委嘱する必要があるため、本案を提出します。

議案第48号

宮古島市立学校給食共同調理場管理規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和2年3月26日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

来間小学校の廃校及び規則の整備に伴い規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則

宮古島市立学校給食共同調理場管理規則（平成 17 年宮古島市教育委員会訓令第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「、来間小学校」を削る。

第 3 条の表中「調理長」、「調理、運搬その他調理場内における業務の円滑な調整を図る。」を削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第49号

宮古島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和2年3月26日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立学校給食共同調理場管理規則における職の変更に伴い、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市教育委員会職員の職名に関する規則

宮古島市教育委員会職員の職名に関する規則（平成 17 年宮古島市教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「調理長、」を削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第50号

宮古島市立学校給食共同調理場運営に関する規程について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和2年3月26日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

学校給食共同調理場の運営の変更に伴い、新たに制定する必要がある
ので、本案を提出します。

別紙

宮古島市立学校給食共同調理場運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮古島市立学校給食共同調理場管理規則（平成17年教育委員会規則第22号）第8条の規定に基づき、宮古島市立学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給食の提供日等)

第2条 給食の提供日は、学校の授業日とする。

2 給食の提供は、年間を通じて200日を基準として実施する。

3 給食は、授業日の昼食時に提供するものとする。

(給食費の額)

第3条 給食費の月額、次の各号のとおりとする。

(1) 小学校の児童及び職員 4,200円

(2) 中学校の生徒及び職員 4,600円

(3) 共同調理場職員 4,600円

2 給食費の基準日額は、月額に11を乗じ、200で除した額とし、次の各号のとおりとする。

(1) 小学校の児童及び職員 231円

(2) 中学校の生徒及び職員 253円

(3) 共同調理場職員 253円

3 体験給食及び交流給食の給食費は、小学校で実施する場合は前項1号の額とし、中学校で実施する場合は前項2号に掲げる額とする。

4 勤務形態等の事情により、毎日給食を受けることのできない職員の給食費は、第2項に規定する基準日額に給食を受けた日数を乗じて得た額とする。

(給食費の日割算定)

第4条 給食費は、次の各号のいずれかに該当するものについて届出の

あった場合は、日割で算定することができる。

- (1) 児童生徒及び職員の死亡、転出及び転入による場合、日割で算定する。
- (2) 児童生徒及び職員が病気又は事故その他の事由で、給食を受けない日が休業日を除き5日を超えた場合、6日目から日割で算定する。
- (3) 学級閉鎖等により給食を受けない日が休業日を除き5日を超えた場合、6日目から日割で算定する。

2 前項の場合において、給食費の額は、前条第2項に規定する基準日額に給食を受けた日数を乗じ算定する。

(給食費の援助及び代理納付)

第5条 児童生徒の給食費について、市長が必要と認めた場合は市が援助することができる。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に該当する児童生徒については、その適用の基準によって処理するものとする。

(校長の職務)

第6条 校長は、学校給食提供業務の円滑、かつ、公正な運営に努めるため、次の職務を行うこととする。

- (1) 毎学年度の開始する日の前日までに学校給食人員報告書（様式第1号）により、児童生徒及び関係職員の人員を場長へ報告を行うこと。
- (2) 前号の報告後、人員に変更があった場合は、変更を行う日の2日前までに学校給食人員変動報告書（様式第2号）により、場長へ報告を行うこと。
- (3) 場長へ日ごとの給食提供数を掌握させるため、年間の学校行事一覧表（以下「行事一覧表」という。）を2月末までに提出すること。
- (4) 前号の規定により、提出した行事一覧表に変更があった場合は、2週間前までに場長へ変更後の行事一覧表の提出を行うこと。
- (5) 児童生徒及び関係職員の月の給食費を場長の作成する明細書の額を徴収し、次月末までに市の発行する納付書により納めること。

(6) 第4条第1項の規定により日割で算定される給食費についても前号に準じて扱うこととする。

(調理場職員の給食費徴収)

第7条 調理場職員の給食費徴収については、共同調理場にて処理することとする。

(業者の登録)

第8条 沖縄県学校給食会及び学校給食用パン、ミルク、めん類委託加工業者を除き、物資を納入しようとする者は、業者登録票(様式第3号)及び納品担当者の健康診断書(様式第4号)、法人税・住民税の納税証明書を提出して、登録を受けるものとする。ただし、法人格のない事業者の場合は、代表者の住民税の納税証明書を提出することとする。

(物資の購入)

第9条 物資の購入に当たっては、前条の登録を受けた業者からのみ行うものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による廃止前の宮古島市立学校給食共同調理場会計規程により処理されるべき令和元年度分までの給食費については、同規程は、なおその効力を有する。

(宮古島市立学校給食共同調理場会計規程の廃止)

3 宮古島市立学校給食共同調理場会計規程(平成17年宮古島市教育委員会訓令第12号)は、廃止する。

学校給食共同調理場長 殿

宮古島市立〇〇学校

校長

学校給食人員報告書

みだしのことについて、 年 月 日（ ）からの学校給食人員を次のとおり報告
 します。

学年	1組		2組		3組		4組		5組		計	
	児童 生徒	担任	児童 生徒	担任	児童 生徒	担任	児童 生徒	担任	児童 生徒	担任	児童 生徒	担任
1年												
2年												
3年												
4年												
5年												
6年												
小計												
職員（担任以外の職員）												
合計												
非常勤等 職員	曜日 氏名：					納付校：						
	曜日 氏名：					納付校：						
備考												

- ①「担任」の欄には、児童生徒と一緒に喫食する人数を記入
- ②「職員」の欄には、担任以外（職員室等で喫食する職員）の人数を記入
- ③「非常勤等職員」の欄には、喫食する曜日、職員名及び納付校を記入
- ④「非常勤等職員」は合計に入れること。

担当者名： _____

連絡先： _____

学校給食共同調理場長 殿

宮古島市立〇〇学校
校長

学校給食人員変動報告書

みだしのことについて、年 月 日（ ）から令和 年 月 日（ ）までの学校給食人員を次のとおり報告します。

学年	1組		2組		3組		4組		5組		計	
	児童生徒	担任	児童生徒	担任	児童生徒	担任	児童生徒	担任	児童生徒	担任	児童生徒	担任
1年												
2年												
3年												
4年												
5年												
6年												
小計												
職員（担任以外の職員）												
合計												
非常勤等職員	曜日 氏名：					納付校：						
	曜日 氏名：					納付校：						
備考												

- ① 「担任」の欄には、児童生徒と一緒に喫食する人数を記入
- ② 「職員」の欄には、担任以外（職員室等で喫食する職員）の人数を記入
- ③ 「非常勤等職員」の欄には、喫食する曜日、職員名及び納付校を記入
- ④ 「非常勤等職員」は、合計に入れること。
- ⑤ 人数が変動したカ所を○で囲むこと。

担当者名： _____

連絡先： _____

業者登録票

登録番号:

	決裁	場長		係長等		係		栄養士		栄養士		提出年月日	年	月	日	
												決裁年月日	年	月	日	
出願者	社名										営業種目					
	住所															
	代表者															
	電話番号															
	FAX番号															
	従業員数															
	資本金															
	振込先	銀行名	銀行						支店			給食主要品目				
		口座種類	普通・当座													
		口座番号										生産・設備能力				
フリガナ																
口座名義											運搬能力					
会社印							担当者名					主な取引先				
緊急連絡先										物資入手先						
配達担当者名											会社所在地見取図					
	営業経歴その他参考事項															
提出書類																
<input type="checkbox"/> 法人税及び住民税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 従業員健康診断書																

業者登録票

登録番号: _____

決裁	場長	係長	係	栄養士	栄養士	提出年月日		年	月	日		
						決裁年月日		年	月	日		
出願者	社名	宮古島給食商事株式会社				営業種目	1.業務用冷凍食品の卸販売					
	住所	宮古島市平良字下里〇-〇-〇					2.冷凍農産品、畜産、水産品の卸販売					
	代表者	代表取締役 宮古島太郎					3.乾物、缶詰の卸販売					
	電話番号	0980-72-****										
	FAX番号											
	従業員数	15人										
	資本金	1,500万円										
	振込先	銀行名	△△△△銀行 宮古支店				給食主要品目	コロッケ栗、ハンバーグ類、デザート類				
		口座種類	普通 ・ 当座									
		口座番号					生産・設備能力	冷凍庫70坪 冷蔵庫10坪 乾物庫20坪				
フリガナ												
会社印	口座名義				運搬能力	冷凍車5台、バン5台						
	担当者名				主な取引先	県立病院、〇〇〇ホテル						
緊急連絡先	連絡先電話番号:091-〇〇〇〇-〇〇〇〇 担当者氏名:宮古島一郎				物資入手先	〇〇水産、〇〇商事						
配達担当者名	宮古島 二郎				会社所在地見取図							
	宮古島 三郎											
営業経歴その他参考事項												
平成〇年〇月 会社設立												
平成〇年〇月 冷凍食品販売開始												
平成〇年〇月 物資販売開始(県立病院)												
平成〇年〇月 物資販売開始(〇〇〇ホテル)												
提出書類												
<input type="checkbox"/> 法人税及び住民税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 従業員健康診断書												

健康診断書			
(宮古島市指定)			
氏名		生年月日	年 月 日生
現住所			
身長	cm		
体重	kg		
腹囲	cm		
視力	右 (矯正) 左 (矯正)		
血圧	/ mmHg		
尿	糖() 蛋白() ウロビリノーゲン()		
腸内病原細菌検査	赤痢	サルモネラ	腸管出血性大腸菌
胸部X線	所見 フィルム番号 No. _____		
その他特記事項			
総合所見			
<p style="text-align: center;">診断年月日 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">医療機関名</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">医師氏名 印</p>			

議案第51号

宮古島市立学校処務規程の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和2年3月26日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

指導要録等の電子化に伴い、規程を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立学校処務規程の一部を改正する訓令について

宮古島市立学校処務規程（平成17年宮古島市教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「表簿」を「文書」に改める。

第1条中「文書」の次に「(職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をいう。)の」を加える。

第6条各号列記以外の部分及び第9条第1項中「する。」の次に「ただし、電磁的記録による文書については、別に定める。」を加える。

第11条第1項ただし書中「表簿」を「文書」に改める。

「第4章 表簿の保存」を「第4章 文書の保存」に改める。

第13条の見出し及び同条中「表簿」を「文書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 電磁的記録を保存する場合は、滅失、改ざん等が生じないように必要な措置を講じ適切に保存しなければならない。

第14条の見出し、同条、第15条の見出し及び同条中「表簿」を「文書」に改める。

第16条の見出し中「表簿」を「文書」に改め、同条中「表簿」を「文書」に改め、「焼却」の次に「、消去」を加える。

別表中「表簿」を「文書」に、

「		「		」		」
	指導要録(原本、写、抄本)	20年	を	指導要録(学籍に関する記録)	20年	に、
	卒業証書台帳	永年		指導要録(指導に関する記録)	5年	
	児童生徒賞罰関係綴	10年		卒業証書台帳	永年	
	出席簿	5年		児童生徒賞罰関係綴	10年	
	健康診断票	5年		出席簿	5年	
	歯の検査票	5年		健康診断票(一般、歯・口腔)	5年	

「

第11条第1項第1号から第10号までの表簿	3年
第11条第1項第11号の表簿	1年

」を「

第11条第1項第1号から第10号までの文書	3年
第11条第1項第11号の文書	1年

」に、

改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

議案第52号

宮古島市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及び勤務条件に関する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和2年3月26日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）参加者の会計年度任用職員制度への移行にあたり、規則を制定する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及び勤務条件に関する規則

宮古島市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及び勤務条件に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第13号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 職務（第3条）
- 第3章 任用期間及びその終了（第4条・第5条）
- 第4章 報酬その他の給付（第6条―第9条）
- 第5章 勤務時間、休日及び休暇（第10条―第14条）
- 第6章 服務（第15条―第25条）
- 第7章 懲戒等（第26条―第30条）
- 第8章 公務災害補償等（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において語学指導等を行う外国語指導助手の勤務条件を定めることを目的とする。

2 外国語指導助手の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国語指導助手 語学指導等に従事する者をいう。
- (2) 所属長 外国語指導助手が所属する組織の長をいう。
- (3) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間をいう。
- (4) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間をいう。

第2章 職務

第3条 外国語指導助手は、教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 小・中学校における外国語授業等の補助
- (2) 小学校における外国語活動等の補助
- (3) 外国語教材作成の補助及び外国語スピーチコンテスト等への協力
- (4) 外国語担当教員に対する現職研修への補助
- (5) 特別活動及び課外活動への協力
- (6) 外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供（言葉の使い方、発音の仕方等をいう。）
- (7) 地域における国際交流活動への協力
- (8) その他所属長又は校長が必要と認める職務

2 外国語指導助手は、所属長の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

第3章 任用期間及びその終了

（任用期間）

第4条 外国語指導助手の任用期間は、当該外国語指導助手の来日日の翌日の月日から当該年度末まで及び当該年度の翌年度の初日から当該外国語指導助手の来日日の翌日から1年となる月日まで（以下「後半任期」という。）とする。

2 前項の任用期間の満了後、教育委員会は、外国語指導助手として必

要な能力を有するとの実証に基づき、再度の任用を行うことができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、引き続き5年間の任用期間が経過した場合においては、再度の任用を行わないものとする。

(退職)

第5条 外国語指導助手は、前条の任用期間には誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、やむを得ず同条の任用期間の満了前に退職するときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

第4章 報酬その他の給付

(報酬及びその計算)

第6条 外国語指導助手の報酬は、来日1年目については月額28万円、2年目については月額30万円、3年目については月額32万5,000円、4年目及び5年目についてはそれぞれ月額33万円とする。

2 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。

3 前項の場合において、外国語指導助手の勤務が月の中途から開始し、又は月の途中で終了したときの当該月に係る報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第10条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。

4 報酬の日割計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を第10条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を1時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

第7条 外国語指導助手が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間に

つき前条第4項の規定により計算した1時間当たりの額を同条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかつたときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月における全ての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償等)

第8条 外国語指導助手が職務を行うために旅行するときは、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年度宮古島市条例第29号）第28条に定めるところにより、その旅行に要する費用を弁償する。

2 教育委員会は、外国語指導助手の赴任及び帰国のための費用を弁償する。ただし、帰国のための費用は、次に掲げる条件の全てを満たす外国語指導助手に対して弁償するものとする。

(1) 後半任期を満了すること。

(2) 後半任期満了日の翌日から1箇月以内に、日本において教育委員会又は第三者と任用又は雇用関係に入らないこと。

(3) 後半任期満了日の翌日から起算して1箇月を経過する日までに、帰国のために日本を出発すること。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責めによらない理由により後半任期満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めるときは、帰国のための費用を弁償することができる。

第9条 教育委員会は、外国語指導助手が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

第5章 勤務時間、休日及び休暇

(勤務時間)

第10条 外国語指導助手の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について

35時間とする。

2 外国語指導助手の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時15分から午後4時までとし、土曜日及び日曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの休憩時間は勤務する学校の休憩時間とし、この時間は、外国語指導助手が自由に使用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、外国語指導助手に対し、前項に規定する時間以外の時間に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、外国語指導助手に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第11条 次に掲げる日は、休日とする。

(1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）

(2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの期間をいう。）

(3) 6月23日（慰霊の日）

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第12条 外国語指導助手は、第4条第1項に規定する任用期間中に分割し、又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。この場合において年次有給休暇は、任用時に、20日を12で除した日数を、任用期間の月数（1月未満の端数については、15日未満を切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た日数（1日未満の端数については、

四捨五入する。)を付与するものとし、時間単位で取得することも差し支えない。

2 外国語指導助手が第4条第1項に規定する任用期間の満了後、教育委員会に再度任用される場合には、20日間を限度として年次有給休暇(この項の規定により繰越されたものを除く。)を次の任用期間に繰り越すことができるものとする。

3 所属長は、外国語指導助手から請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第13条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇は、その開始の日から起算して20日(休日及び勤務を要しない日を含む。以下この項の日数において同じ。)を超えることができない。この場合において病気休暇を承認された期間(第26条第2項第1号に規定する休職期間を含む。以下この項において同じ。)と期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は連続するものとみなす。

3 前項の病気休暇以外に、外国語指導助手が病気のため勤務しないことがやむを得ない場合には、1年を通じて病気休暇を10日取得することができる。ただし、付与の時期については、前条第1項の規定を準用する。

4 病気休暇は、有給とする。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は次に掲げる場合において付与するものとし、その期間又は時間は、当該各号に掲げる期間又は時間とする。

(1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者又は子が死亡した場合は連続する10日の範囲内の期間とし、兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合は連続する5日の範囲内の期間

- (2) 外国語指導助手本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
- (3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ教育委員会が必要と認める期間
- (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
- (5) 女性の外国語指導助手が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
- (6) 女性の外国語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女性の外国語指導助手が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
- (7) 女性の外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の時間
- (8) 女性の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
- (9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間（養育する子が複数の場合にあっては、10日とする。）
- (10) 外国語指導助手が、その配偶者、父母、子又は配偶者の祖父母で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日（要介護者が複数の場合にあっては、10日とする。）以内で必要と認められる期間
- (11) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予

定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる
(93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、
かつ任期の更新がないことが明らかである者を除く。) 外国語指導助
手が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認
められる場合 通算して93日の範囲内において必要と認められる期
間

(12) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予
定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる
(93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、
かつ任期の更新がないことが明らかである者を除く。) 外国語指導助
手が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要
とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護
者に係る前号の期間と重複する期間を除く。) 内において1日の勤務
時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1
日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

(13) 妊産婦である女性の外国語指導助手が、母子保健法(昭和40年法
律第141号) 第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健
康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場
合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2
週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まで
はその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期
間についてもその指示された回数) について、それぞれ、1日の正規
の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間

(14) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める
期間

2 前項第1号から第4号まで及び第14号の特別休暇は有給とし、第5
号から第13号までの特別休暇は無給とする。

第6章 服務

(職務命令に従う義務)

第15条 外国語指導助手は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(人事評価)

第16条 教育委員会は、外国語指導助手の執務について、人事評価を行うものとする。

(職務専念義務)

第17条 外国語指導助手は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第18条 外国語指導助手は、語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第19条 外国語指導助手は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、同様とする。

(政治的行為の制限)

第20条 外国語指導助手は、地方公務員法が禁止する政治的行為を行ってはならない。

(争議行為等の禁止)

第21条 外国語指導助手は、同盟罷業、怠業その他の地方公務員法が禁止する争議行為をしてはならない。

(ハラスメントの禁止)

第22条 外国語指導助手は、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント又はパワーハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快感を与え、就業環境を害してはならない。

(営利企業への従事等の制限)

第23条 外国語指導助手は、語学指導等を行う外国青年招致事業の目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営む

ことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。

2 参加者は、前項のいずれかの行為を行う場合又は組織の役員となる場合は、事前に所属長に届け出なければならない。

(宗教活動の制限)

第24条 外国語指導助手は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。

(自動車運転の制限)

第25条 外国語指導助手は、通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けずにその勤務のために自動車を運転してはならない。

第7章 懲戒等

(免職、休職等)

第26条 教育委員会は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当する場合は、その意に反して、これを免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 教育委員会は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当する場合は、その意に反して、これを休職することができる。

- (1) 第14条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、外国語指導助手が病気(第29条第1項の疾病を除く。)負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。)を超える場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合

3 教育委員会は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
(懲戒処分等)

第27条 教育委員会は、外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 地方公務員法若しくは同法第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例等に定める規定に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 戒告 書面により当該行為を戒める
- (2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。
- (3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。
- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所管の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に規定する解雇予告手当を支給しない。
(休職期間中の報酬)

第28条 第26条第2項の規定による休職の期間中の報酬の支給は、次に各号の定めるところによる。

- (1) 第26条第2項第1号の規定による休職のうち、勤務できない事由が

職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。

(2) 第26条第2項第1号の規定による休職のうち、勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

(3) 第26条第2項第2号の規定による休職の場合は、その休職期間中は報酬の6割を支給する。

(勤務禁止)

第29条 外国語指導助手が次に掲げる感染性の疾病その他の疾病にかかったときは、教育委員会は、当該外国語指導助手を勤務させないものとする。

(1) 感染性の疾病にかかって、感染予防の措置をしていない者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかったとき。

(3) 前2号に準ずる疾病として厚生労働大臣が定めるものにかかったとき。

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、前条の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第30条 第13条第1項及び第14条第1項第1号から第13号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第14号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び

休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることができる。

3 前項の規定にかかわらず、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は、必要と認めるときは、医師の診断書の提出を求めることができる。

4 第26条第2項第2号の規定による休職及び前条第1項の規定による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該外国語指導助手は、速やかにその事実を所属長に届け出なければならない。

第8章 公務災害補償等

(公務災害補償)

第31条 外国語指導助手は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

第32条 教育委員会は、海外旅行傷害保険契約の締結により、外国語指導助手が公務外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第53号

宮古島市教育委員会文書事務取扱規程について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和2年3月26日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市文書事務取扱規程の改正に伴い、教育委員会の文書取扱規程を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市教育委員会文書事務取扱規程

宮古島市教育委員会文書取扱規程（平成 17 年宮古島市教育委員会訓令第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、別に定めるもののほか、宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における文書の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（文書の記号）

第 2 条 教育委員会における文書記号は、別表第 1 のとおりとする。

（文書の分類）

第 3 条 文書の大分類及び中分類は、別表第 2 のとおりとする。

（決裁区分）

第 4 条 起案文書には、決裁区分を次のとおり表示しなければならない。

- （1） 甲 市長の決裁を要するもの
- （2） 乙 副市長の決裁を要するもの
- （3） 丙 教育長の決裁を要するもの
- （4） 丁 部長の決裁を要するもの
- （5） 戊 課長の決裁を要するもの

（準用）

第 5 条 この規程に定めるもののほか、教育委員会における文書の取扱いは、宮古島市文書事務取扱規程（平成 17 年宮古島市訓令第 11 号）の例による。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

例規文書	名称	記号
	指令	宮教委指令
	達	宮教委達
一般文書	組織	記号
	教育総務課	宮教総
	学校教育課	宮教学
	生涯学習振興課	宮教生
	宮古島市立図書館	宮教図
	宮古島市中央公民館	宮教中公
	宮古島市城辺公民館	宮教城公
	宮古島市上野公民館	宮教上公
	宮古島市下地公民館	宮教下公
	宮古島市伊良部公民館	宮教伊公
	宮古島市久松地区公民館	宮教久区公
	宮古島市西原地区公民館	宮教西区公
	宮古島市下崎地区公民館	宮教下区公
	宮古島市総合博物館	宮教博
	宮古島市立学校給食共同調理場	宮教給
	宮古島市立教育研究所	宮教研
宮古島市教育委員会教育施設班	宮教施	

別表第2（第3条関係）

大分類		中分類					
番号	題名	000	010	020	030	040	050
P	文教	庶務	総務	学校教育	学校指導	就学	学校施設
		060	070	080	090		
		学校給食	生涯教育	学術文化	社会教育		

議案第54号

宮古島市会計年度任用職員に関する規程について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和2年3月26日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定により、教育委員会の会計年度任用職員の勤務時間等を定めるには、規程を制定する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）の職の設置及び勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職の名称、勤務時間等)

第2条 会計年度任用職員の職の名称、職務内容並びに勤務日数及び勤務時間は、次のとおりとする。ただし、職務の遂行上、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の割り振りを変更することができる。

職の名称	職務内容	勤務日数 及び勤務時間
一般事務補助員	補助的又は定型的な業務	週5日 9時から17時まで
一般事務補助員 (図書館)	図書館に関する補助的又は定型的な業務	週5日 9時30分から17時30分まで、 10時15分から18時15分又は 11時15分から19時15分まで
環境衛生作業員	施設の環境美化作業、簡易な修繕作業等に関する業務	週5日 8時30分から17時まで
学校図書館司書補助員	学校図書館における司書に関する業務	週5日 8時15分から16時45分まで
用務員補助	小学校における清掃、配布物の印刷業務、接待等に関する業務	週5日 8時45分から16時45分まで
日本語学習支援員	外国人児童・生徒及び帰国子女等に対する学習支援に	週5日 8時30分から16時15分まで

	関する業務	
問題行動学習支援員	問題を抱える生徒の学校生活支援に関する業務	週 5 日 8 時 30 分から 16 時 15 分まで
社会福祉士	不登校等課題を抱える児童生徒の支援に伴う関係機関との連携・調整に関する業務	週 5 日 9 時から 17 時まで
スクールソーシャルワーカー	不登校等課題を抱える児童生徒の支援に関する業務	週 5 日 9 時から 17 時まで
I C T 支援員	学校における I C T 授業の補助に関する業務	週 5 日 8 時 15 分から 16 時 00 分まで 又は 9 時から 16 時 45 分まで
特別支援教育心理士	障がいを抱える児童生徒への学校生活支援に関する業務	週 5 日 9 時から 17 時まで
特別支援教育支援員	特別な支援が必要な児童生徒への学校生活支援に関する業務	週 5 日 8 時 30 分から 16 時 15 分まで
幼小接続アドバイザー	幼児教育の充実と小学校への円滑な接続を図ることに 関する業務	月 1 5 日以内 9 時から 17 時まで
教育研究所長	教育に関する研究及び教育職員の研修業務の指導監督に関する業務	週 3 日 8 時 15 分から 17 時 15 分まで
教育相談員	児童生徒の健全育成に関わる児童生徒・教師・保護者の相談に関する業務	週 4 日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
適応指導教室指導員	不登校児童に対する指導援助に関する業務	週 3 日 8 時 15 分から 17 時 15 分まで

調理員補助	学校給食調理及び運搬に関する業務	週5日 8時から16時30分まで又は 8時30分から17時まで
調理員補助 (短時間)	学校給食調理及び運搬に関する業務	週5日 8時から16時までの範囲内 で5時間以内
埋蔵文化財発掘員	埋蔵文化財発掘調査に関する業務	週5日 9時から17時まで
文化財保護普及推進員	指定文化財等の保護普及推進に関する定型的な業務	週5日 9時から17時まで
市史編さん員	市史の編集及び発行並びに史資料の収集及び管理に関する業務	週5日 9時から17時まで
社会教育指導員	社会教育の振興を図るために必要な事項の指導及び助言に関する業務	週5日 9時から17時まで
学芸員補助	学芸員に関する補助的又は定型的な業務	週5日 8時30分から16時30分まで 又は9時から17時まで
幼稚園預かり保育パート補助員	幼稚園預かり保育に係る補助に関する業務	週5日 14時15分から18時15分までの範囲内で1日4時間以内
日本人英語教師 (JTE)	学校における英語教育推進に関する業務	週5日ただし、年間220日以内 8時15分から16時45分まで
未来創造センター長	別に定める。	別に定める。
公民館非常勤館長	別に定める。	別に定める。
外国語指導助手	別に定める。	別に定める。

(その他)

第3条 この規程に定めのない会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
(宮古島市埋蔵文化財発掘嘱託員設置規程等の廃止)
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
 - (1) 宮古島市埋蔵文化財発掘嘱託員設置規程（平成17年宮古島市員
会訓令第14号）
 - (2) 宮古島市史編さん嘱託員設置規程（平成17年宮古島市教育委員
会訓令第10号）
 - (3) 宮古島市総合博物館嘱託員設置規程（平成19年宮古島市教育委
員会訓令第1号）
 - (4) 宮古島市スクールソーシャルワーカー設置要綱（平成22年宮古
島市教育委員会訓令第1号）
 - (5) 宮古島市特別支援教育支援員設置要綱（平成23年宮古島市教育
委員会訓令第13号）
 - (6) 宮古島市立学校における問題行動等に対する学習支援者設置要
綱（平成23年宮古島市教育委員会訓令第14号）
 - (7) 宮古島市立学校用務員及び環境衛生作業員の職務に関する要綱
（平成24年宮古島市教育委員会訓令第25号）
 - (8) 宮古島市日本語学習支援員設置要綱（平成25年宮古島市教育委
員会訓令第2号）
 - (9) 宮古島市預かり保育パート補助員要綱（平成26年宮古島市教育
委員会訓令第9号）
 - (10) 宮古島市特別支援教育心理士設置要綱（平成29年宮古島市教育
委員会訓令第10号）
 - (11) 宮古島市学校給食パート調理員就労要綱（平成30年宮古島市教

育委員会訓令第11号)

(12) 宮古島市日本人英語教師 (JTE) 設置要綱 (平成31年宮古島市教育委員会訓令第7号)

議案第 5 5 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和 2 年 3 月 2 6 日 提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、関係規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(宮古島市教育委員会組織規則の一部改正)

第1条 宮古島市教育委員会組織規則(平成17年宮古島市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(臨時的任用又は会計年度任用職員)」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員」を「臨時的任用職員又は会計年度任用職員」に改める。

第13条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の5号を加える。

- (11) 宮古島市教育ビジョン検討委員会
- (12) 宮古島市学力向上推進委員会
- (13) 宮古島市教育支援委員会
- (14) 宮古島市立学校結核対策検討委員会
- (15) 宮古島市立教育研究所運営委員会

(宮古島市教育相談室設置規則の一部改正)

第2条 宮古島市教育相談室設置規則(平成17年宮古島市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(任用等)」に改め、同条第1項中「委嘱する」を「任用する」に改める。

第4条の見出しを「(任用期間)」に改め、同条中「委嘱期間」を「任用期間」に、「1年以内とし、特に期限を付した場合を除き委嘱の日の属する年度の末日まで」を「その任用の日から同日の属する会計年度の末日まで」に改める。

第7条中「1か月の勤務日数は、16日」を「勤務は、週4日」に改め、同条ただし書中「週29時間」を「週31時間」に改める。

第8条を次のように改める。

(報酬等)

第8条 教育相談員の報酬、手当及び費用弁償については、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮古島市条例第29号)の定めるところによる。

(宮古島市立適応指導教室設置規則の一部改正)

第3条 宮古島市立適応指導教室設置規則(平成17年宮古島市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「嘱託指導員」を「指導員」に改め、同条第3項中「嘱託指導員」を「指導員」に、「委嘱する」を「任用する」に改める。

第5条第2項中「嘱託指導員」を「指導員」に改める。

第7条を次のように改める。

(報酬等)

第7条 適用指導教室の指導員の報酬、手当及び費用弁償については、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮古島市条例第29号)の定めるところによる。

第8条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

(勤務条件)

第8条 適用指導教室の指導員の勤務は、週3日以内とし、勤務する日は、休日を除き月曜から金曜日までの1日7時間45分とする。ただし、職務の遂行上、所属長が必要と認めた場合は、週23時間15分の範囲内で勤務時間の割り振りを変更することができる。

(宮古島市立学校副読本編さん委員会規則の一部改正)

第4条 宮古島市立学校副読本編さん委員会規則(平成17年宮古島市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(委員の報償費及び費用弁償)

第8条 委員に対する報償費及び費用弁償は、予算の範囲内で決定し、これを支払うこととする。

(宮古島市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 宮古島市公民館設置及び管理に関する条例施行規則(平成17

年宮古島市教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「2年以内」を「その任用の日から同日の属する会計年度の末日まで」に改め、同条第2項を削る。

(宮古島市未来創造センターの管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則の一部改正)

第6条 宮古島市未来創造センターの管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則(平成30年宮古島市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

(宮古島市社会教育指導員設置に関する規則の廃止)

第7条 宮古島市社会教育指導員設置に関する規則(平成17年宮古島市教育委員会規則第25号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第56号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和2年3月26日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、関係訓令を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令

(宮古島市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 宮古島市教育委員会事務決裁規程(平成17年宮古島市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1 2 人事に関する事項 共通専決事項の表任免の部中「非常勤職員」を「臨時的任用職員及び会計年度任用職員」に改め、同表4 財務に関する事項 共通専決事項の表支出負担行為の部賃金の項を削る。

(宮古島市教育委員会職員の旧姓使用に関する訓令の一部改正)

第2条 宮古島市教育委員会職員の旧姓使用に関する訓令(平成17年宮古島市教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時職員」を「臨時的任用職員及び非常勤職員」に改め、「及び嘱託職員」を削る。

(宮古島市教育委員会学校給食共同調理場ボイラー技士就労要綱の一部改正)

第3条 宮古島市教育委員会学校給食共同調理場ボイラー技士就労要綱(平成20年宮古島市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「宮古島市臨時職員に関する規則(平成17年10月1日市長決裁)に定めるもののほか、必要な」を「必要な」に改める。

第3条第1号中「に従事する。」を削り、同条に次の1号を加える。

(2) その他所属長が必要と認める業務

(宮古島市城辺、上野、下地及び伊良部公民館嘱託館長設置要綱の一部改正)

第4条 宮古島市城辺、上野、下地及び伊良部公民館嘱託館長設置要綱(平成29年宮古島市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正

する。

題名を次のように改める。

宮古島市公民館非常勤館長設置要綱

第1条中「城辺、上野、下地及び伊良部」を削り、「嘱託館長」を「非常勤館長」に改める。

第2条の見出しを「(任用)」に改め、同条第1項中「嘱託館長」を「非常勤館長」に、「第3条第3項第3号に規定する特別職で非常勤」を「第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員」に改め、同条第2項中「嘱託館長」を「非常勤館長」に、「委嘱」を「任用」に改め、同条第2項中「地域づくり協議会」の次に、「又は自治会」を加え、同条第3項中「委嘱する」を「任用する」に改める。

第3条中「嘱託館長」を「非常勤館長」に、「2年以内」を「、その任用の日から同日の属する会計年度の末日まで」に改める。

第4条中「嘱託館長」を「非常勤館長」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

(勤務日及び勤務日数等)

第5条 非常勤館長の勤務は、次に掲げるとおりとし、休日を除き火曜日から日曜日までの1日7時間45分とし、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、職務の遂行上、所属長が必要と認めた場合は勤務時間の割り振りを変更することができる。

(1) 城辺、上野、下地及び伊良部公民館長 週4日

(2) 久松、西原、下崎公民館長 週3日

第2項を削り、同条第3項中「嘱託館長」を「非常勤館長」に改め、同項を第2項とし、第4項中「嘱託館長」を「非常勤館長」に改め、同項を第3項とする。

第6条を次のように改める。

(報酬等)

第6条 非常勤館長の報酬、手当及び費用弁償については、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮古

島市条例第29号)の定めるところによる。

第7条中「嘱託館長」を「非常勤館長」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

(宮古島市未来創造センター長服務規程の一部改正)

第5条 宮古島市未来創造センター長服務規程(平成30年宮古島市教育委員会訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職」を「第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員」に改める。

第2条第2項中「3年以内とし、2回に限り更新することができる」を「その任命の日から同日の属する会計年度の末日までとする」に改め、同条第3項を削る。

第3条第2項を次のように改める。

2 1月の勤務日数は週31時間の4日勤務とし、勤務する日は教育委員会生涯学習部長が割り振るものとする。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条を第5条とする。

第8条中「非常勤の特別職」を「非常勤」に改め、同条を第6条とする。

(沖縄県青少年保護育成条例に基づく宮古島市における立入調査要領の一部改正)

第6条 沖縄県青少年保護育成条例に基づく宮古島市における立入調査要領(平成28年宮古島市教育委員会訓令第9号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「平成」を削る。

(宮古島市埋蔵文化財発掘嘱託員設置規程等の廃止)

第7条 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 宮古島市学校施設維持管理業務嘱託職員の報酬及び服務その他の勤務条件等に関する要綱(平成25年宮古島市教育委員会訓令第3号)

(2) 宮古島市学びの基礎力育成支援事業推進協議会設置要綱(平成26年宮古島市教育委員会訓令第2号)

(3) 宮古島市学びの基礎力育成支援アドバイザーの勤務条件等に関する要綱(平成26年宮古島市教育委員会訓令第3号)

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 57 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する告示について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和 2 年 3 月 26 日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、関係告示を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会告示の整備に関する告示

(宮古島市民総合文化祭「児童・生徒の部」運営委員会設置要綱の一部改正)

第1条 宮古島市民総合文化祭「児童・生徒の部」運営委員会設置要綱(平成29年宮古島市教育委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書を削る。

(宮古島市学びの基礎力育成支援事業実施要綱及び宮古島市文化財保護普及推進嘱託員設置規程の廃止)

第2条 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 宮古島市学びの基礎力育成支援事業実施要綱(平成26年宮古島市教育委員会告示第1号)
- (2) 宮古島市文化財保護普及推進嘱託員設置規程(平成26年宮古島市教育委員会告示第2号)

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

議案第58号

教育委員の辞職の同意について

委員から辞職願いが提出されたため、教育委員の同意を求める。

令和2年3月26日提出

宮古島市教育委員会

教育長 宮國 博

1. 委員の氏名 池間 雅昭

提案理由

教育委員の辞職については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得る必要があるため、本案を提出します。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(辞職)

第十条 教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。

[参照条文]

自治法一四五(長の辞職)、旧法三〇(委員の辞職及び資格の決定)

[改正経過]

平成二六年法律第七六号(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律)により一部改正。

解説

本条は、教育長及び委員の辞職について規定したものである。辞職の要件は、①任命権者である地方公共団体の長の同意を得ること、及び②教育委員会の同意を得ることの二つである。長及び教育委員会の同意を要件としたのは、教育長及び委員は、地方公共団体における教育行政の重要な執行機関である教育委員会を構成する者であるから、自己の一方的都合のみにより辞職し、教育行政の空白の生ずることを避けようとしたものである。議会の同意を任命の要件としながら、辞職の要件としなかったのは、任命については、教育長及び委員の構成、人物等については、長のみの判断にまかせず、議会の意思をも反映させる必要があるが、辞職については、職務上の都合を考慮すれば、足りるのれを先に得るかは格別の規定がないので、いずれを先にすることも差し支えない。なお、教育委員会が同意を与えるには、その会議の議決を要し、当該議事については、当該辞職しようとする教育長又は委員は除斥されるものであることとは言うまでもない。